

自然災害時の“家族のための保障”を 住宅ローンの付帯保険向けに提供開始

～業界初、ローン返済中の自然災害による避難時にお見舞金をお支払い

2015年12月4日

カーディフ損害保険会社

カーディフ損害保険会社(正式名称:カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール、日本における代表者:ピエール・オリビエ・ブラサル、所在地:東京都渋谷区)は、金融機関で住宅ローンをご利用になるお客さま向けの新しい保障として、地震や豪雨、噴火など自然災害によるケガの保障と、避難時の不測の費用をカバーする保障を提供開始します。

新たな保障では、住宅ローン債務者とそのご家族が、自然災害またはそれにもなつて発生した事故等でケガをされ入院した場合に、入院保険金をお支払いします。また、自然災害を原因とする避難勧告や避難指示を受けて48時間を超える避難生活を余儀なくされた際には、お見舞金として保険金をお支払いします。自然災害時に避難見舞金をお支払いする保障を、住宅ローンの付帯保険としてご提供するのは、業界で初めてとなります*。

近年頻発している記録的な豪雨による甚大な被害や、大規模地震の発生予測などを受けて、社会全体で災害時への備えの意識は高まっています。今回提供を開始する保障は、こうした自然災害時の家族の安全と、普段の生活を取り戻すまでの経済的な支えとなるようデザインしたもので、“家をまもり、家族の生活をまもる”カーディフの住宅ローンの保険ならではの保障です。 * 住宅ローンに付帯する保険として(2015年12月4日時点。当社調べ)

保障のポイント

- **ご本人または家族が自然災害によるケガで入院したとき、入院保険金をお支払い**

地震による家屋の倒壊でケガをして入院するなど、自然災害そのもの、または自然災害にもなつて生じた事故でケガをして入院した場合、入院1日につき所定の金額の保険金をお支払いします。日本国内だけでなく、海外で自然災害に遭った場合も対象となります。

※ 180日を限度とします。事故発生日を含めて180日を経過した後の入院期間については、お支払いの対象外となります。

- **自然災害を原因とする避難勧告や避難指示を受けて避難したとき、お見舞金をお支払い**

継続して48時間を超える避難を行った場合には、1家族につき所定の金額のお見舞金を一時金でお支払いします。不自由な避難生活を少しでも和らげるよう、家族に必要なものに自由にご活用いただけます。

保障概要は添付資料をご参照ください。

なお、本保障は、2015年12月11日(金)より、福岡銀行にて同行の住宅ローンに新規でご契約のお客さま向けにお取扱いを開始いたします。

カーディフ損害保険会社(カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール)について

カーディフ損保は、フランスを本拠とする世界有数の金融グループ BNP パリバの保険事業を担う BNP パリバ・カーディフの日本拠点として、2000年4月に設立されました。以来、主に銀行をパートナーとして、金融機関の商品と組み合わせることで新たな価値をつくりだす「バンカシュアランス」というビジネスモデルで事業を展開しています。特に、住宅ローン返済中に病気やケガで就業不能状態になった場合や、会社の倒産・リストラ等で非自発的な失業状態になった場合にローン返済を支援する保険を主力商品としています。

<本件に関するお問い合わせ先>

カーディフ損害保険会社 お客さま相談室 TEL 03-6415-6051

受付時間 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)



**BNP PARIBAS
CARDIF**

The insurer
for a changing
world

【添付資料】

保障概要

保険契約者	ローン商品を提供する銀行などの金融機関	
被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者からローンを借り入れるお客さま(以下、ローン債務者) ● ローン債務者の配偶者※ ● ローン債務者または配偶者と生計を共にする同居のご家族※ ● ローン債務者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子※ <p>※ 支払対象となる配偶者および家族は、ケガの原因となった事故発生時点の、その続柄の方です</p>	
正式名称(主契約)	家族傷害保険	
付帯される主な特約	自然災害による傷害危険補償特約 (A)	自然災害による臨時費用補償特約
保障内容	<p>日本国内・国外で自然災害による傷害(ケガ)の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合に保険金(入院保険金)をお支払いします。</p> <p>※180 日を限度とします。 ※いかなる場合においても、事故発生日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院期間はお支払いの対象外となります。</p>	<p>自然災害を原因とする避難勧告・避難指示を受け、継続して 48 時間を超える避難を行った場合に保険金(自然災害による臨時費用保険金)をお支払いします。</p> <p>※避難勧告または避難指示が発令される以前および解除された以後の避難は含まれません。 ※避難勧告・避難指示を受けて避難を開始した場合で、それらが解除された後、72 時間以内に新たに発令された自然災害を原因とする避難勧告・避難指示を受けて行った避難については、これらを合算して 1 回の避難とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、それぞれ別の避難とします。</p>
保障の終了	<ul style="list-style-type: none"> ● ローン契約が終了したとき(債務の完済、ローンの無効や取り消し等) ● ローン返済の遅延等により、金融機関等から残存債務の即時返済を求められ、金融機関等に対する債務が削減したとき ● ローン債務者がお亡くなりになったとき 	

※ 保障や加入の条件等は金融機関により異なります。商品の詳細は「被保険者のしおり」等をご参照ください。

